

様式第1(その5の2)
令和6年度補正予算 商用車等の電動化促進事業(トラック)実施計画書(充電設備)（型式ごとに提出）

充電機器	メーカー名 ^{注2} : ① 型 式 ^{注2} : ② 製造番号 ^{注2} : ③ 出力電力 ^{注2} : ④ kW 認証登録 ^{注5} : ⑤ ☐ 有 ☐ 無 その他証明書 ☐ 台数: ⑥ 台（総口数 口）	
営業所名	⑦	
営業所位置(使用の本拠の位置・住所)	⑧	
所要経費		金額
(1)-1 補助対象経費(充電機器・1台) ^{注3}		⑨ 円
(2)-1 寄付金、補助金その他の収入		⑩ 円
(3)-1 補助対象経費支出予定額(「(1)-1」-「(2)-1」)		⑪ 円
(4)-1 基準額 ^{注4}		⑫ 円
(5)-1補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-1 と(4)-1 を比較して少ない方の額(算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)		⑬ 円
(6)-1 補助金交付申請額・充電機器((5)-1×台数)		⑭ 円
(1)-2 補助対象経費(工事費・全体) ^{注3}		⑮ 円
(2)-2 寄付金、補助金その他の収入		⑯ 円
(3)-2 補助対象経費支出予定額(「(1)-2」-「(2)-2」)		⑰ 円
(4)-2 基準額 ^{注4}		⑱ 円
(5)-2 補助金所要額(補助金交付申請額) (3)-2 と(4)-2 を比較して少ない方の額(算出された額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする)		⑲ 円
(6)-2 補助金交付申請額・工事費((5)-2)		⑳ 円
(7) 補助金交付申請額・充電設備(「(6)-1」+「(6)-2」)		㉑ 円

注1 充電設備型式ごとに本様式(様式第1(その5の2))を複数枚記載して添付する
注2 充電設備メーカーが定める型式等をそれぞれ記載する
注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としない
注4 交付規程別表第1 3. 基準額により算定した額とする
注5 該当する項目に☑を付す

充電機器 ①②④は「令和6年度補正 補助対象充電設備型式一覧表」に掲載されているものを記載

- ① メーカー名 注2 充電設備メーカーを記載
- ② 型 式 注2 充電設備メーカーが定める型式を記載
- ③ 製造番号 注2 製造番号未定のため空欄
- ④ 出力電力 注2 充電設備メーカーが定める出力電力を記載
- ⑤ 認証登録 注5 該当する項目に☑を付す
- ⑥ 台数 補助対象設備の台数及び総口数を記載（車両数≧充電口数）
- ⑦ 営業所名 :
- ⑧ 営業所位置（使用の本拠の位置・住所） :
- トラックと充電設備を一体的に導入する場合「営業所名」
- 「営業所の位置（使用本拠の位置・住所）」を記載

※充電設備を導入する場合、原則として車両の「使用の本拠の位置」と充電設備の「設置場所」が一致していること及び一事業者の車両の導入台数が充電設備の口数以上（車両数≧口数）であることが必要です
※交付申請時に「営業所名」「営業所位置（使用本拠の位置）」を記載し交付決定通知を受け、完了実績報告書提出時に「営業所名」「営業所位置（使用本拠の位置）」が異なっていた場合、様式第5（計画変更承認申請書）の提出が必要です
※トラック（車両）のみ導入で充電設備を申請しない場合、「営業所名」「営業所住所」を「空欄」又は「未定」と記載でも申請可

- ⑨ (1)-1 補助対象経費（充電機器・1台）： 注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分を除き、1台分の補助対象経費を記載
- ⑩ (2)-1 寄付金、補助金その他の収入： なければ記載不要
- ⑪ (3)-1 補助対象経費支出予定額：「(1)-1」-「(2)-1」により算出
- ⑫ (4)-1 基準額： 注4 交付規程別表第1 3. 基準額により算定した額
- ⑬ (5)-1 補助金所要額（補助金交付申請額）： (3)-1と(4)-1と上限額を比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨て）
： 上限額「令和6年度補正 補助対象充電設備型式一覧表」の補助金交付上限額
- ⑭ (6)-1 補助金交付申請額・充電機器（(5)-1×台数）： 補助対象設備の台数分の合計金額
- ⑮ (1)-2 補助対象経費（工事費・全体）： 注3 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分を除き、補助対象設備全体の工事費

（複数型式の充電設備設置工事をまとめて行う場合は、工事費を1つの型式申請にまとめて記載）
- ⑯ (2)-2 寄付金、補助金その他の収入： なければ記載不要
- ⑰ (3)-2 補助対象経費支出予定額：「(1)-2」-「(2)-2」により算出
- ⑱ (4)-2 基準額： 注4 交付規程別表第1 3. 基準額により算定した額
- ⑲ (5)-2 補助金所要額（補助金交付申請額）： (3)-2と(4)-2と上限額を比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には切り捨て）
： 上限額「令和6年度補正 補助対象充電設備型式一覧表」の工事費上限額
- ⑳ (6)-2 補助金交付申請額・工事費（(5)-2）： 補助対象設備の工事費の合計金額
- ㉑ (7) 補助金交付申請額・充電設備：「(6)-1」+「(6)-2」により算出